

# 群馬県における 人とペットの災害対策ガイドライン

(市町村編)

令和2年3月

群馬県

# 目次

<b>第1章 総則</b> . . . . .	<b>1</b>
1 趣旨 . . . . .	1
2 ガイドラインで使用する用語の定義 . . . . .	1
<b>第2章 平常時の役割、準備</b> . . . . .	<b>3</b>
1 飼い主の責務 . . . . .	3
(1) 役割	
(2) 日頃からの備え	
2 県の役割（災害時の動物救護体制の備え） . . . . .	6
3 中核市の役割 . . . . .	7
4 市町村の役割 . . . . .	7
5 避難所について . . . . .	7
(1) 避難所に受入れ可能な動物	
(2) 同行避難可能な避難所の選定	
(3) 避難所におけるペット飼養スペースの検討	
(4) 飼育管理方法の遵守及び周知	
(5) 飼い主への啓発	
<b>第3章 災害時の対応</b> . . . . .	<b>11</b>
1 飼い主の対応 . . . . .	11
(1) 飼い主の初動対応	
(2) ケージやリード等の準備なく同行避難した方への対応	
(3) ペットとの同行避難	
(4) 避難中のペットの飼養環境確保	
(5) 避難所における飼育	
(6) 避難所における飼育の終期	
2 県の対応 . . . . .	14
(1) 食品・生活衛生課の対応	
(2) 動物愛護センターの対応	
3 中核市動物愛護管理行政担当課の対応 . . . . .	15
4 市町村の対応 . . . . .	15
5 避難所における対応 . . . . .	15
(1) ペットスペースの準備	
(2) 同行避難の受付	
(3) ペット飼養管理の原則	
(4) 行方不明及び保護したペットへの対応	
(5) 避難所における飼養管理の終期	
(ルール周知ちらし例) ○○避難所におけるペットの飼養管理のルール . . . . .	17

# 第1章 総則

## 1 趣旨

一般社団法人ペットフード協会（以下「ペットフード協会」という。）が令和元年12月に示した資料によれば、国内において犬、猫合わせて約1,857万頭が飼養されているといわれており、犬や猫は、伴侶動物として寝起きから外出まで一緒に過ごす等、家族の一員として暮らす飼養形態が増加している。

現在、群馬県内においても約11万6千頭の犬が登録されており、ペットフード協会が示した資料から、猫も同じ規模の頭数が飼養されていると推計できる。このような犬猫の飼養状況にあって、大規模な地震などの災害発生時には、飼い主不明のペットや負傷したペットが多数生じると同時に、多くのペットが飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。災害発生直後では、人命救助を最優先することは言うまでもないが、このような状況においては、飼い主が責任を持ってペットの安全と健康を守ることが重要となる。

これまでの大規模災害の経験から、飼い主と犬や猫などのペットが共に災害を乗り越えるためには、動物愛護の観点だけでなく、被災者の心のケア、被災動物の野生化による危害防止や生活環境保全の面からも、同行避難することが必要であり、同行避難を円滑に実施するには、飼い主の日頃からの心構えと備えが重要になってきている。

このガイドラインは、災害時に飼い主がペットと同行避難した際、避難所において適正な飼養ができるように県内の市町村が飼い主を支援するための一助となるよう、平常時及び災害時における関係者の役割等の指標を示すものである。

## 2 ガイドラインで使用する用語の定義

**ペット**：犬、猫等の家庭動物(※)

※「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年5月28日環境省告示第37号）に規定している家庭動物を指す。愛がん動物又は伴侶動物として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物。

ただし、動物の愛護及び管理に関する法律第26条に規定される特定動物は除く。

**同行避難**：災害発生時に、飼い主がペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。

同行避難は、避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

**災害時動物救護本部**：県、中核市、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア等で構成し、互いに連携・協働して、被災地域における飼い主による災害時の適正飼養を支援するため、設置する。（以下、救護本部とする）

**救護本部の対象動物**：被災者が飼養する犬、猫等の家庭動物（本ガイドラインでは、ペットという）及び被災により逸走・放浪している家庭動物とする。

**救護本部が活動する地域**：救護本部を設置し活動対象とする地域は、災害救助法が適用された地域等とする。  
なお、中核市を除く地域が被災し、救護本部が設置された場合には、必要に応じて中核市と協議の上、協力を求める。

## 第2章 平常時の役割、準備

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。

また、災害時のペット対策における支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となる。そのために行政機関及び関係団体は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について普及啓発しておく必要がある。

### 1 飼い主の責務

#### (1) 役割

災害の発生時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。そのために、飼い主がペットの防災を考えることは、ペットだけではなく飼い主自身の災害対策を考えることになる。

災害の発生時に避難所などに避難するような場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにするとともに、避難所などが定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。そのために健康面やしつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になる。また、多数のペットを飼養する時は、同行避難することが可能な頭数か否かについても、十分に検討しておく必要がある。

飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない終生飼養の義務を常に意識し、災害に対する十分な備えをするとともに、常に飼養者の責任を果たす心構えをもつことである。

#### (2) 日頃からの備え

##### ① 住居の防災対策

まずは飼い主の身の安全のために、地震の備えとして住まいの耐震強度の確認や補強、家具の固定など行っておく必要がある。その上で、室内飼養でペットの飼育ケージを置く場所を決める際には、固定した家具のそばに配置したり、重量のある物がサークル内に落ちてこないような配慮をすることがペットの安全確保につながる。

##### ② 家族内等での話し合い、飼い主仲間との連携

地域で災害対策の会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民の間で話し合っておくことが望ましい。

また、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼養マナーに気を配るとともに、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要である。

### ③ しつけ

災害発生時に飼い主がペットを連れて避難しようとしても、ペットがパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性がある。こうした状況下で、人とペットがすみやかに避難するためには、普段からキャリーバッグなどに入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」などのしつけをしておく必要がある。

避難所でのペットの飼養においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバッグに慣れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になる。社会化やしつけは、他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。

### ④ 健康管理

避難所や動物救護施設では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されている。また、他の動物との接触が多くなることから、感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保する。

さらに、逸走時の繁殖を防止するために、不妊去勢措置を実施しておく。不妊去勢措置には、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動を抑制する効果もある。

### ⑤ ペットの所有者明示

ペットが逃げ出さないように日頃から十分な対策を講じておくことが前提だが、災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、ペットが保護された際に飼い主の元に戻れるように、所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札などをつけるとともに、脱落のおそれがなく、確実な証明となるマイクロチップを装着し、所有者情報の登録を行っておくことで万一はぐれた際の返還の可能性を高めることができる。

#### 【犬の場合】

- ・ 狂犬病予防法に基づき、登録と毎年狂犬病予防接種を済ませ、鑑札、狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する。
- ・ 首輪が緩い場合、頭から抜けてしまうこともあるため、適切な締め具合に調節しておく。

#### 【猫の場合】

- ・ 高所を移動する際の樹木の枝等への引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプの猫の首輪を使用している場合には、マイクロチップを装着する等、二重の対策を講じることが望ましい。

#### 【他の動物（小鳥、うさぎ等）】

- ・ 種類に応じて、足環、耳標、マイクロチップ等をつける。

## ⑥ 避難用品及び備蓄品の対応

在宅（自宅）避難ではもちろんのこと、避難先においてもペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要がある。避難指示などが出た場合に安全な避難場所まで避難できるように、リードやキャリーバッグなど移動に必要な用品を準備しておく。

備蓄品には優先順位を付け、優先度の高い物は避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

## 【ペット用の備蓄品と、持ち出す際の優先順位の例】

### 優先順位 1 動物の健康や命に係わるもの

- ・療法食、薬
- ・フード、水（少なくとも5日分）
- ・食器
- ・キャリーバッグやケージ
- ・予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ・ペットシーツ、排泄物の処理用具
- ・トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済み猫砂の一部）

### 優先順位 2 情報

- ・飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ・ペットの写真
- ・ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院等の情報（ペット健康手帳）

### 優先順位 3 ペット用品

- ・タオル、ブラシ
- ・ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
- ・ビニール袋（排泄物の処理など多用途に利用可能）
- ・お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
- ・洗濯ネット（猫の場合に屋外診療、保護時に有用）
- ・ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示など多用途に使用可能）

## ⑦ 防災訓練等

飼い主は、避難指示などが出た場合に備え、あらかじめ自治体の広報紙、ウェブサイトなどで住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握して対策を講じる。また、防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所の所在地、避難ルートなどを確認しておく。さらに指定避難所にペットを連れて行く際の注意事項や救援物資の受け取り場所なども、あらかじめ管轄の自治体に確認しておく。

実際に家族単位でペットを連れて指定緊急避難場所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所、複数のルートなどをチェックしておくことで、より安全に避難することができる。

指定緊急避難場所：公園など災害発生時に生命を守るため、一時的に避難する場所  
指定避難所：学校など災害発生時の一定期間、生活する場所

## ⑧ 同行避難できない場合への対応

ペットの一時預け先について、指定避難所などでの飼養以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先を探しておくことが望ましい。

特に大型の動物や危険な動物等、専用の飼養施設が必要な動物については、避難所での受入れが困難なことから、飼い主は、一時預かり先や飼養管理を検討・準備しておく必要がある。

## 2 県の役割（災害時の動物救護体制の備え）

- (ア) ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発を行う。
- (イ) ペットとの同行避難も含めた避難訓練を計画し、関係機関と協働で実施する。
- (ウ) 災害時のペット対策に関する連携体制（災害協定、現地救護本部の体制、人材育成）を整備する。
- (エ) 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に係る市町村等との調整を行う。
- (オ) 動物救護施設を設置するための候補地を設定する。
- (カ) 災害時に協力が得られる動物愛護推進員及びボランティアリストを作成するとともに、役割を明確化し、ボランティアを育成する。
- (キ) ペットフード等の必要物資をランニング・ストック方式（※）により備蓄する。

### ※ランニング・ストック方式

日常消費している物資を多めに確保して、使用期限の近いものから使用し、その分を追加補充することで備蓄する方式。



### 3 中核市の役割

- (ア) ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発を行う。
- (イ) ペットとの同行避難も含めた避難訓練を計画し、関係機関と協働して実施する。
- (ウ) 災害時のペット対策に関する連携体制（災害協定、現地救護本部の体制、人材育成）を整備する。
- (エ) 動物救護施設を設置するための候補地を設定する。
- (オ) ペットフード等の必要物資をランニング・ストック方式により備蓄する。
- (カ) ペットの受入れができる避難所、応急仮設住宅の選定を検討する際には、動物アレルギーなど、配慮が必要な方がいることを念頭に担当部局との調整及び住民への周知を行う。
- (キ) 避難所及び応急仮設住宅でのペット飼養管理方法（ルール）を検討する。

### 4 市町村の役割

市町村は、飼い主がペットと同行避難することを前提とし、飼い主が避難所や応急仮設住宅で、適正な飼養管理ができるように、指定避難所での受入れや応急仮設住宅でのペットとの同居などについて、体制を整備する必要がある。

- (ア) ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関して飼い主への普及啓発を行う。
- (イ) ペットの受入れができる避難所、応急仮設住宅の選定を検討する際には、動物アレルギーなど、配慮が必要な方がいることを念頭に担当部局との調整及び住民への周知を行う。
- (ウ) 避難所及び応急仮設住宅でのペット飼養管理方法（ルール）を検討する。
- (エ) ペットとの同行避難にも配慮した避難所運営訓練を実施する。

### 5 避難所について

#### (1) 避難所に受入れ可能な動物

被災者が飼養する犬や猫、ケージに収容可能な小鳥、うさぎ等の小動物。大型の動物や飼養許可が必要な特定動物（危険動物）は避難所の受入れは困難である。

各市町村の状況に応じた方法を選択し、準備をすすめる。同行避難可能な避難所を選定した場合は、動物アレルギーなど動物との接触に特別な配慮が必要な方がいることを念頭に十分な周知が必要である。

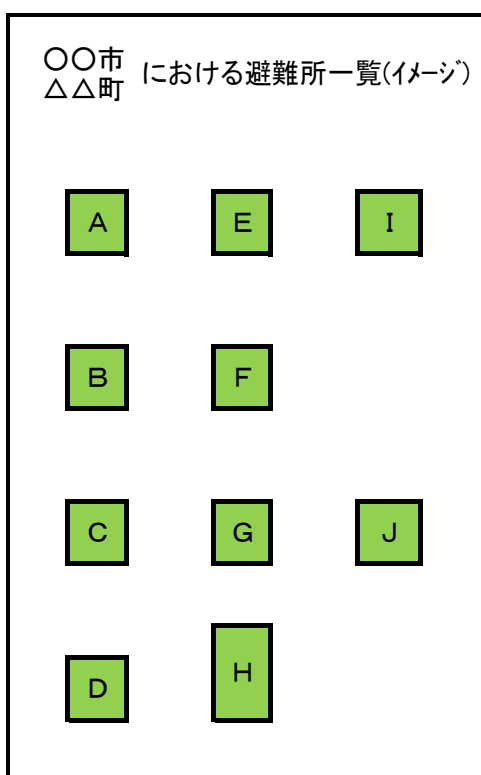
## (2) 同行避難可能な避難所の選定

【方法1】各避難所で、一定のルールを設け、ペットの同行避難者を可能な限り受け入れる。

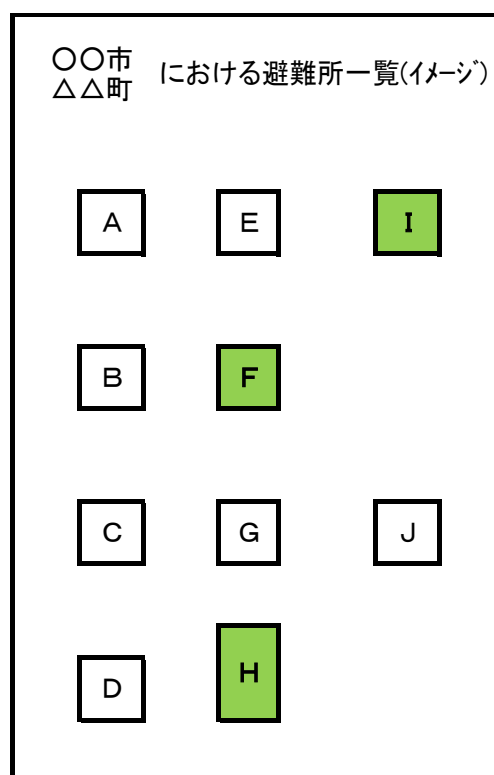
- ・選定後、避難所ごとの飼養スペースを検討しておく。(3)を参照)

【方法2】ペットを連れた避難者を受け入れることができる避難所をあらかじめ市町村内で選定し、住民に対し情報提供を行って置く。

- ・選定後、避難所ごとの飼養スペースを検討しておく。(3)を参照)
- ・避難生活が長期に及ぶ場合に、緊急避難先から移動してもらう方法もある。



- ① 各避難所でペットと同行避難者を受け入れる。  
(A~J)



- ② 避難所のうち、一部でペットと同行避難者を受け入れる。  
(F, H, I)

### (3) 避難所におけるペット飼養スペースの検討

ペットの鳴き声や臭い、ペットの毛が飛散する等を原因として、避難者間でトラブルが生じることもある。普段はしつけができていないペットも、馴れていない環境下において、想定しない行動をとることもあり、飼い主でない人がペットに近づき、突然咬まれてしまうことも想定される。これらを考慮し、場所を選定しておく。

#### ☆ 避難所におけるペット飼養の原則

- ・ ペットは、避難所の指定場所（以下、「ペットスペース」という。）でケージ等に入れて管理する。
- ・ ペットの飼養管理は飼い主が行う。

#### ① ペットスペースを検討するポイント

- ・ 鳴き声や臭いがするのを避けるため、極力、避難者の居室と隔離した場所とする。
- ・ 避難者には、動物アレルギーなど動物との接触に特別な配慮を必要とする方がいることも踏まえて動線を考慮し、居室出入り口付近や人通りの多い場所を避ける。
- ・ 可能な限り、屋内又は直射日光や雨風のしのげる屋根のあるスペースを活用する。既存の設置物を活用し、ブルーシートを張るなど工夫する。

例：a. 倉庫を利用

b. 遊具を利用して犬を係留

c. サッカーゴールを横に倒し転倒対策を講じた上でブルーシート等で覆って利用

d. プールサイドや更衣室を利用

e. 渡り廊下や自転車置き場などを利用

- ・ 空きスペースがあれば、テントなどを設置する。
- ・ 可能な限り、動物ごとに飼養エリアを分ける。

例：a. 部屋を分ける

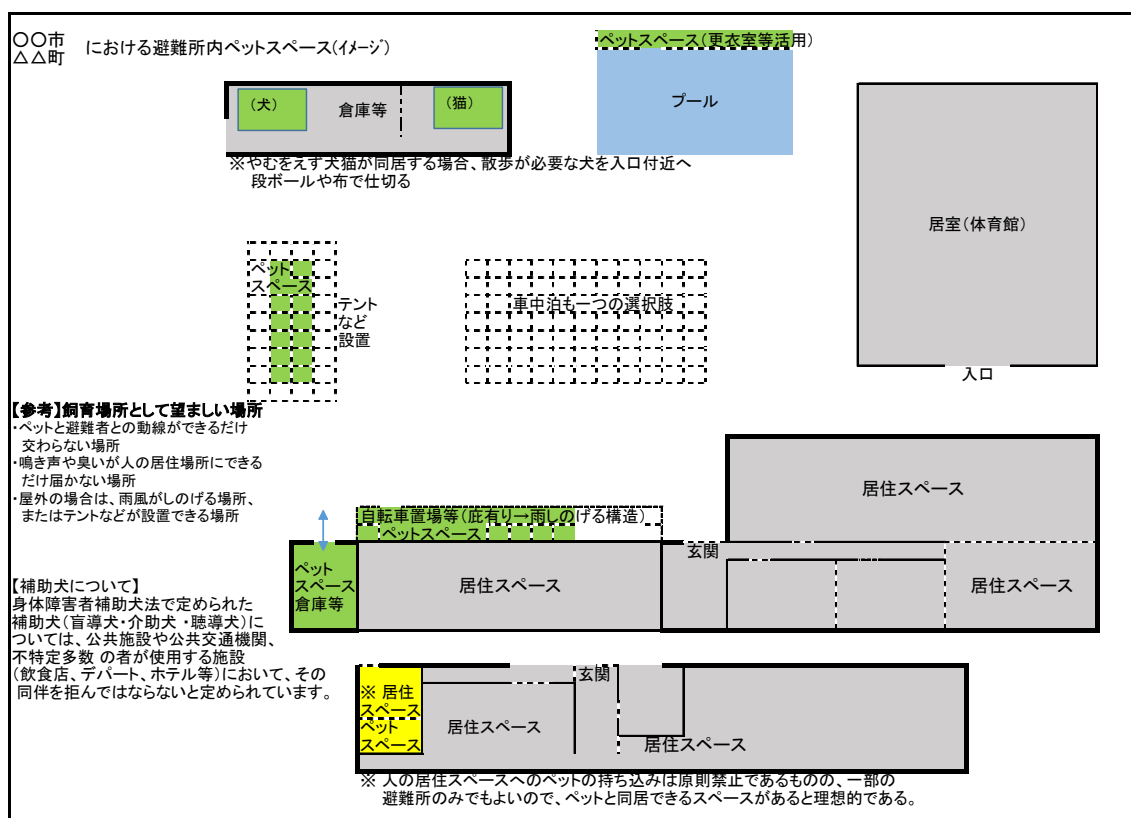
b. 段ボールや布で仕切る

- ・ 避難所のスペースに余裕がない場合には、ビニールテープやコーンなどで区画をし、人の居室部分とエリア分けを行う。
- ・ 避難所のスペースに余裕がある場合には、ペット同伴者用居室を設ける。補助犬（盲導犬、介護犬、聴導犬など）は身体障害者補助犬法により、居室への同伴を拒むことはできないため、居室場所の選定をあらかじめしておく。

#### ② ケージやリード等の準備なく同行避難してしまった人がいた場合の対応

- ・ 飼い主の責務としてケージやリード等は平時から準備しておく必要があるが、災害時に持参できなかった人が避難して来ることも想定される。避難をあきらめた飼い主が被災する可能性をできるだけ減らすためにも、様々なケース及びパターンを想定しておく必要がある。

## (ペットスペースのイメージ図)



### (4) 飼育管理方法の遵守及び周知

避難所においても、飼い主が責任を持って、指定されたペットスペースで飼養管理を行う。どのペットもできるだけストレスなく健康に過ごせるよう、また飼い主以外の人に危害を加えたり、迷惑をかけないようにするためにも、管理上のルールを作成しておく必要がある。

住民へ周知するちらしやケージ札などを、あらかじめ準備しておくことよ。

(参考 ルールを周知するちらし作成例)

### (5) 飼い主への啓発

ペットと同行避難可能な避難所を住民へ周知する。

同時に、災害に備えた飼い主の準備を周知する。

〔参考 「災害、あなたとペットは大丈夫? 人とペットの災害対策ガイドライン〈一般飼い主編〉」(環境省 平成30年9月発行)

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h3009a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3009a.html)]

## 第3章 災害時の対応

災害発生後は、人命救助活動、地域生活の再開・復旧活動のための支援等により現地は無論、その周辺地域も混乱している。この初期の混乱の中、飼い主とペットの安全を確保し、迅速かつ円滑な避難等を行うには、平常時からの準備や活動に加え、災害発生を想定した訓練等を実施することによって、被災時特有の考慮すべき事項を事前に確認しておくことが重要である。

本章では、災害発生直後から終期まで飼い主の考慮すべき事項をシミュレーションして例示するとともに、関係者の担うべき役割や活動を示す。

なお、災害発生時には、被災地域及びその規模等が平常時には想定し難いものであることから、弾力的に対応できる体制を整えておくことも必要である。

### 1 飼い主の対応

#### ■発生直後

##### (1) 飼い主の初動対応

- (ア) 飼い主自身の安全を確保する。
- (イ) ペットの安全確保及び逸走の防止をする。(ケージに入れる、リードを付ける等)
- (ウ) 情報を積極的に収集する。(ラジオ、テレビ、インターネット等)
- (エ) 得られた情報や自宅の状態を確認し、避難の判断をする。

※ペットと同行避難を判断する目安

自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合

- ・ 飼い主の安全が確保されている → ペットを連れて避難する
- ・ 飼い主の安全が確保できない可能性がある → 人命を優先する

##### (2) ケージやリード等の準備なく同行避難した方への対応

飼い主の責務として、避難先でペットの飼養に必要なものは、準備しておくべきであるが、ケージやリード等がない場合、用意ができるまで避難先にある物などを代用して対応する。

例) ロープをリードの代わりにする。等

## ■避難開始

### (3) ペットとの同行避難

同行避難する場合は、飼い主自身の安全が確保されていることが前提となる。

発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示などを考えて、ペットを避難させることが可能かどうかを飼い主自身が判断する。

なお、同行避難とは避難行動を示す言葉であり、指定避難所でペットを人間と同室で飼養管理することを意味するものではない。

#### 同行避難する際のポイント

##### ① 犬の場合

- ・リードを付け、首輪が緩んでいないか、名札、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着しているかを確認する。
- ・小型犬はリードを付けた上で、キャリーバッグやケージに入れる。
- ・避難用品を持って指定緊急避難場所へ向かう。

##### ② 猫の場合

- ・名札付きの首輪をつける。
- ・キャリーバッグやケージに入れる。
- ・キャリーバッグなどの扉が開いて猫が逸走しないようにガムテープなどで固定する。
- ・避難用品を持って指定緊急避難場所へ向かう。

##### ③ 他の動物（小鳥、うさぎ等）の場合

- ・種類に応じた所有者明示をした上で、猫に準じて対応する。

## ■避難初期

### (4) 避難中のペットの飼養環境確保

避難生活を行っている中でペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。

地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択する。

#### ① 避難所での飼養

各市町村地域防災計画及び各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

## ② 自宅での飼養

- ・ 飼い主もペットも自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資は、必要に応じて指定避難所に取りに行き、情報収集に努める。
- ・ 飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。

## ③ 車中での飼養

- ・ 支援物資等は、必要に応じて指定避難所などに取りに行く。
- ・ 飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になるため、やむをえずペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。
- ・ 長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼養場所に移動させる。

## ④ 一時的に預ける

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人等に一時的に預ける。自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もあるが、条件や期間、費用について確認し、後にトラブルが生じないように、覚書などを取り交わすようにする。

### ■ 避難中期

## (5) 避難所における飼育

- (ア) 避難所で定めたペットスペースでのルールを遵守する。
- (イ) 飼い主同士で助けあい、ペットの適正飼養に努める。

### ■ 避難後期～避難終期

## (6) 避難所における飼育の終期

災害復旧や住居環境整備の状況などにより、避難生活が終息する場合には、飼い主がペットスペースの片付けを行う。

## 2 県の対応

### (1) 食品・生活衛生課の対応

- (ア) 「群馬県地域防災計画」に基づき「群馬県災害対策本部」が設置されたときは、応急対策活動を開始し、被災地域及び群馬県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）の被害状況を情報収集する。
- (イ) 「群馬県災害時動物救護本部」（以下「救護本部」という。）を設置し、災害対応を実施する。
- (ウ) 救護本部の構成員による動物救護本部会議を開催し、救護本部を運営する。
- (エ) 次の関係機関等と情報共有、連絡調整を図る。
  - ・ 環境省
  - ・ 県災害対策本部
  - ・ 動物愛護センター
  - ・ 県内市町村
  - ・ 獣医師会
  - ・ 動物愛護団体
  - ・ 動物愛護推進員及びボランティア
- (オ) 復旧や住民の住居環境の整備状況、保護依頼の状況や飼い主への返還、譲渡の状況などを総合的に勘案して災害対策活動の終息時期を判断する。

### (2) 動物愛護センターの対応

- (ア) 庁舎の施設・設備の被害状況及び収容動物について確認する。
- (イ) 救護本部と連絡調整し、保護班として次の業務を担当する。
  - ・ 逸走又は放浪している被災動物の保護
  - ・ 保護動物の飼い主捜しに係る情報提供
  - ・ 被災動物の一時預かりの支援
  - ・ 保護施設の運営管理
- (ウ) センターボランティアとの連絡調整を図る。
- (エ) 保護した犬猫の情報収集（マイクロチップ情報の照合等）及び情報発信により返還を促進する。
- (オ) 被災動物の一時保護施設として、動物愛護センターが所管する収容施設(※)を活用する。
- (カ) 保護した犬猫の譲渡の促進
- (キ) 救援物資の管理及び配布
  - ※動物愛護センターが所管する収容施設
    - ・ 動物愛護センター[本所、出張所（北部、東部、西部）、管理保護棟]
    - ・ 保健福祉事務所の抑留犬舎



### 3 中核市動物愛護管理行政担当課の対応

- (ア) 庁舎の施設・設備の被害状況及び収容動物について確認する。
- (イ) 救護本部と連絡調整し、次の業務を県と連携して実施する。
  - ・ 逸走又は放浪している被災動物の保護
  - ・ 保護動物の飼い主捜しに係る情報提供
  - ・ 被災動物の一時預かりの支援
  - ・ 保護施設の運営管理
- (ウ) 保護した犬猫の情報収集（マイクロチップ情報の照合等）及び情報発信により返還を促進する。
- (エ) 保護した犬猫の譲渡の促進
- (オ) 救援物資の管理及び配布

### 4 市町村の対応

飼い主とペットの安全を確保するため、自宅が危険だと判断して避難所に避難してきた飼い主に対し、避難所へすみやかな受入れができるように誘導する。

- (ア) 救護本部と情報共有、連絡調整し、指定避難所を運営する。
- (イ) ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導、受入れ、支援
- (ウ) 指定避難所におけるペットの飼養状況などに関する県への情報提供
- (エ) 指定避難所でのペットの適正飼養に係る指導と支援
- (オ) 救護本部が行う活動に対する支援の要請と連携協力
- (カ) 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供
- (キ) 復旧や住民の住居環境の整備状況、保護依頼の状況や飼い主への返還、譲渡の状況などを総合的に勘案して災害対策活動の終息時期を判断する。

### 5 避難所における対応

- (1) ペットスペースの準備
  - ・ 周囲が汚れないようにブルーシートなどを敷く。
  - ・ 張り紙などで注意喚起や案内掲示をする。
  - ・ ペットスペース内に飼養管理ルールを掲示する。

## (2) 同行避難の受付

- ・群馬県避難所運営ガイドラインのペット飼養者名簿記入用紙（様式11）などにより受付する。
- ・飼養管理ルールを説明し、持参したキャリーケース等に名札を装着後 ペットスペースへ案内する。
- ・ペット飼養者の情報は、同ガイドラインのペット飼育者名簿（様式12）などにより整理する。

## (3) ペット飼養管理の原則

- ・ペットの飼養管理は飼い主の責任で行う。
- ・発災後数日間は、飼い主が持参したペット用品で対応する。
- ・共用スペースは、飼い主同士で話し合い、清掃など行う。
- ・排泄物は、適切に処理できるよう、ルールを決めておく。  
（悪臭防止、感染症防止に重要）
- ・避難が長期間に及ぶ場合には、飼養場所の清掃当番など詳細なルールを決めていくことが必要となるため、飼い主の中から代表者を選び、飼い主の会を設置するなど自主性のある組織運営へ導く。
- ・状況の変化に応じて、ペットスペースやルールを柔軟に変更していく対応も必要である。

## (4) 行方不明及び保護したペットへの対応

- ・避難所において、ペットの写真(特徴)を掲示する等により行方不明になったペットや保護したペットの情報を提供する。
- ・動物愛護の行政機関に連絡する。

## (5) 避難所における飼養管理の終期

- ・災害復旧や仮設住宅など居住環境の整備状況を総合的に勘案して災害対策活動の終息時期を判断する。

(ア) 地域のペット飼養状況に応じて、応急仮設住宅でのペット受入れ方針を検討し、鳴き声や糞尿など想定されるトラブルを考慮した応急仮設住宅における飼養ルールを定める。

### 【過去の災害事例】

- ・室内飼いをペットと同居する際の条件とした
- ・ペットの飼養者専用の応急仮設住宅を設置した
- ・応急仮設住宅の近隣にペットの飼養施設を設置した

(イ) ペットスペースを使用しなくなった場合は、飼い主が片付けを行って、可能な限り消毒し、原状復帰する。

(ルール周知ちらし例)

## 〇〇避難所におけるペットの飼養管理のルール

災害により自宅と同様にペットを飼養することは難しい状況ですが、どのペットもできるだけストレスなく健康に過ごせるよう、また、ご自分のペットが他人に迷惑をかけたたり、危害を加えることのないよう、ルールを守って管理することが必要です。

飼い主の責任でペットの世話をを行うことを原則としますが、飼い主さんどうしで協力し合い、助け合って世話を行ってください。

- ◎ 避難所でのペットの飼養管理は、運営管理者の指示に従い、指定された場所で飼い主が行ってください。支援物資などが届く当面の間、ペットの飼養にかかるフードや用品は、原則、飼い主の責任で用意するようお願いします。
- ◎ 指定された場所においても、ケージ（オリ）にいれる、支柱につなぐなどの方法で飼養しましょう。
- ◎ ケージや飼養スペースは清掃を行い、清潔を保ちましょう。排泄物は、ルールを守り、適切に処理しましょう。
- ◎ ペットには、所有者明示（鑑札や注射済票、迷子札等）をつけましょう。
- ◎ ケージなどにも、飼い主がわかる名札をつけておきましょう。
- ◎ 避難所の中には、動物が苦手な方、動物アレルギーのある方がおります。人の居室に許可なくペットを持ち込むことはできません。
- ◎ 問題が生じた際には、運営管理者へ連絡してください。
- ◎ 細かいルールは運営管理者と飼い主どうしで話し合い、決めましょう。
- ◎ 避難生活が長引くことは、ペットもストレスを感じ体調不良等おこす可能性もあります。親戚や知人など、一時的に預かってもらうことも検討してください。

必要に応じ、追加して作成してください。

- ◎
- ◎

〇〇避難所運営管理者連絡先\_\_\_\_\_

☆ 県内動物愛護行政 関係機関

・ 群馬県動物愛護センター

本所：伊勢崎市、佐波郡

TEL：0270-75-1718

北部出張所：渋川市、北群馬郡、吾妻郡、沼田市、利根郡

TEL：0279-25-8852

西部出張所：安中市、藤岡市、多野郡、富岡市、甘楽郡

TEL：0274-67-7677

東部出張所：太田市、桐生市、みどり市、館林市、邑楽郡

TEL：0276-55-0731

・ 前橋市保健所：前橋市

TEL：027-220-5777

・ 高崎市動物愛護センター：高崎市

TEL：027-330-2323

☆ 群馬県における人とペットの災害対策ガイドラインに関する問い合わせ先

・ 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

TEL：027-226-2442